

# 神戸市未熟児養育医療給付実施要領

## (目的)

第1条 未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要であるため。

## (対象)

第2条 神戸市に住所を有する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたものとする。なお、「母子保健法第6条第6項に規定する未熟児」とは次に掲げるいずれかの症状等を有している場合とする。

(1) 出生時体重 2,000 g 以下のもの

(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

### ア 一般状態

(ア) 運動不安、痙攣があるもの

(イ) 運動が異常に少ないもの

イ 体温が摂氏 34 度以下のもの

### ウ 呼吸器、循環器系

(ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

(イ) 呼吸数が毎分 50 を越えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの

(ウ) 出血傾向の強いもの

### エ 消化器系

(ア) 生後 24 時間以上排便のないもの

(イ) 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの

(ウ) 血性吐物、血性便のあるもの

### オ 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(3) その他交換輸血を要するもの等市長が必要に応じて特に認めたもの

## (指定養育医療機関)

第3条 未熟児の養育医療を担当する機関は、厚生労働大臣、都道府県知事、政令市の市長が指定する指定養育医療機関とする。

## (公費負担の内容)

第4条 未熟児等のため入院治療に要した費用のうち、健康保険の診療報酬の例により算定した額から健康保険法等の規定による保険者が負担すべき額を控除した額とする。

(給付の範囲)

第5条 給付の範囲は次の通りとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

(給付の期間)

第6条 給付の期間は次の通りとする。

- (1) 指定養育医療機関の医師の総合的判断に基づく。ただし、承認期間は最長でも出生から1歳に満たない間までとする。
- (2) 指定養育医療機関の医師の総合的判断に基づく給付の期間が、前項に定める承認の最長期間に満たないときは、これを7日延長する。ただし、延長できる期間は1歳に満たない間までとする。

(給付の申請)

第7条 養育医療の給付の申請は、母子保健法施行規則第9条の規定によるものであるが、その要領は次のとおりとする。

- (1) 申請者は、未熟児の保護者とする。
- (2) 申請者は、原則として生後1か月以内に下記の書類を住所地を管轄する区保健福祉部長又は北神区役所保健福祉担当部長へ提出する。
  - ア 未熟児養育医療給付申請書 (様式第1号)
  - イ 未熟児養育医療意見書 (様式第2号)
  - ウ 課税確認書兼世帯調書 (様式第3号)
- (3) 区保健福祉部長及び北神区役所保健福祉担当部長は申請書等を受理したときは、すみやかに内容を審査のうえ、市長(こども家庭局家庭支援課)に進達する。

(給付の決定)

第8条 市長は申請書等を受理したときは、すみやかに給付するか否かを決定するものとする。

- 2 市長は給付を行うことを決定したときは、養育医療券(様式第4号)を申請者に交付するとともに養育医療券に記載した指定養育医療機関にその旨を通知する。また、給付を行わないことを決定したときは、すみやかにその理由を明らかにして、未熟児養育医療給付不承認通知書(様式第7号)を申請者に通知する。

(給付の継続等)

第9条 給付の継続等の手続きは次の通りとする

- (1) 指定養育医療機関は給付を受けた未熟児が養育医療の継続を必要とするときは、当該養育医療券の有効期間前に養育医療継続協議書(様式第5号)により市長に申請するものとする。
- (2) 市長は養育医療継続の承認決定を行ったときは、申請者及び指定養育医療機関にその旨を通知する。
- (3) 給付を受けた未熟児がやむを得ない理由により指定養育医療機関を転院する場合、申請者は転院を必要とする理由を記載した医師の証明書を添付のうえ、新たに住所地を管轄する区保健福祉部長へ申請書を提出するものとする。
- (4) 養育医療券を紛失又は毀損した場合は、養育医療券再交付申請書(様式第6号)により、住所地を管轄する区保健福祉部長を経由し市長へ申請するものとする。

(医療費の審査及び支払)

第10条 養育医療に係る医療費の公費負担の審査及び支払については、原則として社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託するものとする。

- 2 指定医療機関は養育医療に係る医療費の公費負担を請求しようとするときは、翌月10日までに支払基金及び国保連合会あて請求するものとする。
- 3 支払基金及び国保連合会は養育医療に係る医療費の公費負担の請求があったときは、その内容を審査し、すみやかに指定養育医療機関へ支払うため必要と認められる養育医療費の概算交付を市長に申請するものとする。
- 4 市長は支払基金及び国保連合会から養育医療費の概算交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、すみやかに支払うものとする。

(その他)

第11条 その他必要な事項は母子保健法、同施行規則等に基づくものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

この要領は、平成20年1月4日から実施する。

この要領は、平成21年5月20日から実施する。

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。